

令和7年度～令和11年度

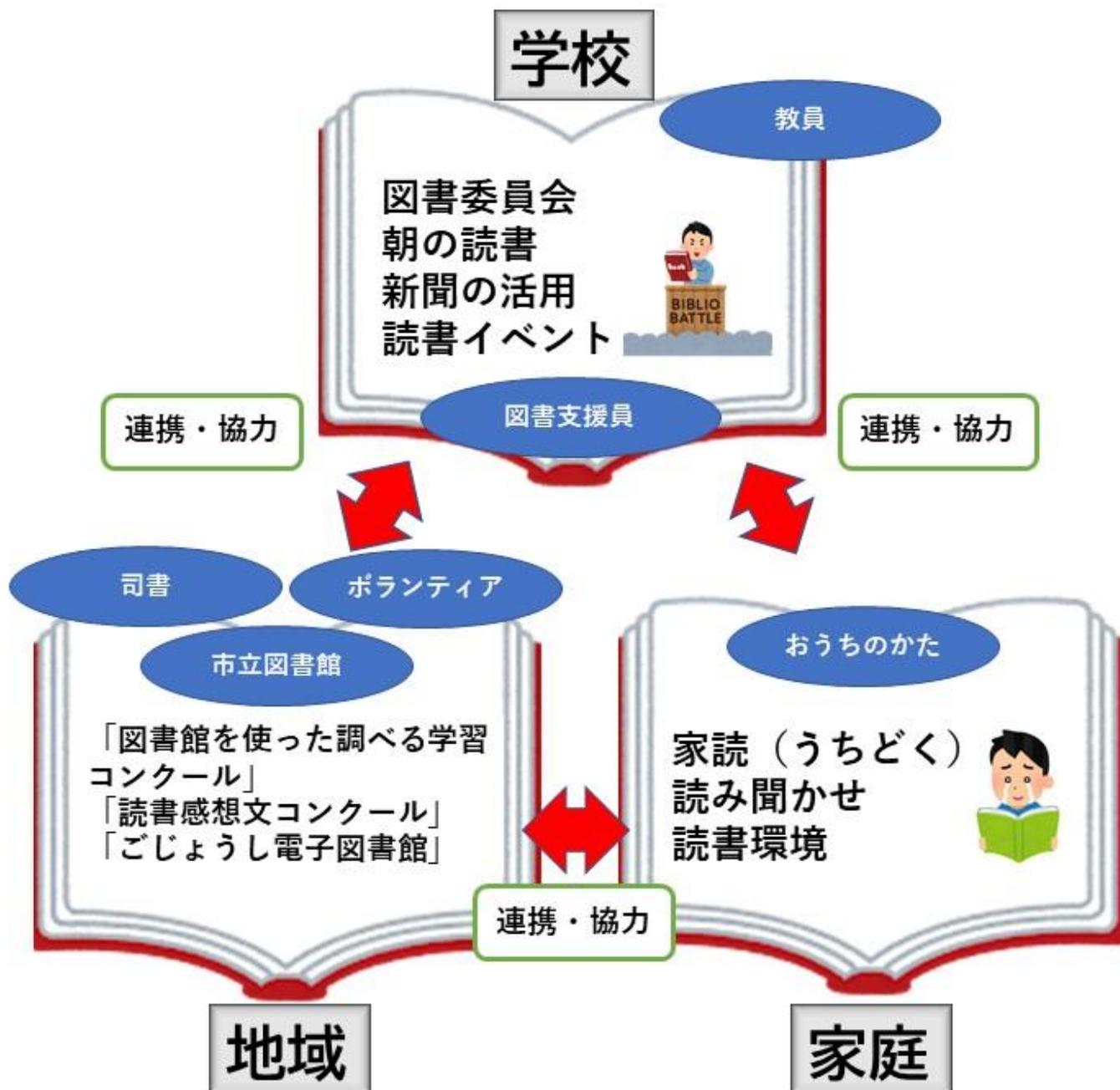
五條市子ども読書活動推進計画

「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」

令和7年4月

五條市教育委員会

〈五條市子ども読書活動推進イメージ図〉



読書活動活性化委員会
学校図書館担当者委員会

目次

はじめに

第1章 基本の方針

第2章 五條市のこれまでの取組（平成27年度～令和6年度）

第3章 読書活動推進のための方策

- 1 家庭における読書活動の推進
- 2 地域における読書活動の推進
- 3 学校・認定こども園における読書活動の推進

第4章 推進のための諸条件の整備と充実

第5章 推進体制

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない「心の栄養素」と言われています。急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や創造力、思考力、表現力を養う読書活動の推進は不可欠であります。情報化社会が更に進展すると、今以上に多くの情報が生み出され、今まで誰も経験しなかった課題に直面することになるでしょう。こうした社会で生きていくためには、常に学び続ける姿勢をもち、自分で考え、周りの人とも助け合いながら解決策を生み出していくことがとても大切です。

このように、子どもの成長にとって重要な意味をもつ読書活動を支援するため、国では平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。また、平成14年8月には、この法律に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が策定され、その後、おおむね5年ごとに計画の変更がなされ、子どもの読書活動の継続的な推進が図られています。五條市においても、令和2年4月「五條市読書活動推進計画」（第四次基本計画）を策定し、読書活動の推進に努めてきました。

今回、社会諸情勢の変化や第四次基本計画期間における成果・課題等を検証した上で令和5年3月に新たに国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次基本計画）」を踏まえ、「五條市読書活動推進計画（第五次基本計画）」を策定し、新たな施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものです。

これまでの国や県の基本計画を踏まえ、子どもがそれぞれ発達段階に応じて、より良い読書環境において自立的な読書活動を進め、生涯にわたる読書習慣が形成されることを目指し、誰かから言われるからではなく、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ための教育を進めてまいります。

令和7年4月

五條市教育委員会
教育長 井上 恵充

第1章 基本的方針

1 不読率の低減

不読率を改善するためには、全ての子どもたちが本に接するための環境整備や取組が大切です。五條市では、乳幼児期から中学生までの切れ目ない読書習慣の形成を促すとともに、主体的に読書に興味・関心をもてるよう子どもたちの生活の様々な場面で本に触れ、読書習慣を形成できるように、読書と出会う機会づくりを進めます。

2 多様な子どもたちの読書機会の確保とデジタル社会に対応した読書環境の整備

特別な支援を要する子どもや日本語指導を必要とする子どもなど、様々な背景をもつ子どもたちが増加しています。五條市では、それぞれの子どもたちのニーズに合わせて、誰もが利用しやすい読書環境を整備し、電子書籍の充実や読書機会の確保に努めます。

3 子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備

子ども読書活動を効果的に推進していくためには、学校をはじめ子どもの読書活動に関わる機関や団体が連携するとともに、その活動について、家庭や地域の理解を得ることが必要です。そのために、五條市では「五條市読書活動活性化委員会」の設置など推進体制を整備し、市民の関心を深めるための啓発・広報を進めます。

4 計画の期間

令和7年度からおおむね5年間とします。

第2章 五條市のこれまでの取組（平成27年度～令和6年度）

平成26年度全国学力学習状況調査からわかった五條市の子どもの実態は、「どれくらい読書しますか」や「どれくらい図書館に行きますか」など読書に関わる項目において、全国平均を大きく下回っていました。そこで、自ら進んで読書をする子どもを育成するために、図書館・学校・ボランティア・家庭が連携して取組を進めるための意見交流の場として、「読書活動推進準備会議」をもち、そこで出された課題から、本市の読書活動推進のための取組を実施しています。また、年度末には、「五條市読書活動活性化委員会」を開催し、年間の取組を振り返り、検証を進めています。

1 図書館司書、図書支援員の配置

①読書活動活性化事業としてモデル校を配置し、図書館司書を週2日派遣。

平成27年度は、2校（小学校1校・中学校1校）に司書2名を派遣。

平成28年度は、3校（小学校2校・中学校1校）に司書2名を派遣。

平成29年度は、4校（小学校3校・中学校1校）に司書2名を派遣。

平成30年度は、4校（小学校3校・中学校1校）に司書2名を派遣。

令和元年度は、6校（小学校5校・中学校1校）に司書3名と、それらの司書のサポートのための司書1名を派遣。

令和2年度は、4校（小学校2校、中学校2校）に司書2名を派遣。

令和3年度は、3校（小学校2校、中学校1校）に司書2名を派遣。

令和4年度は、3校（小学校2校、中学校1校）に司書2名と、それらの司書のサポートのための司書1名を派遣。

令和5年度は、3校（小学校1校、中学校2校）に司書2名と、それらの司書のサポートのための司書1名を派遣。

令和6年度は、3校（小学校2校、中学校1校）に司書2名と、それらの司書のサポートのための司書1名を派遣。

②図書支援員をモデル校以外の各小中学校に週1日、1名を派遣。

2 市立図書館と学校、学校と学校の連携

①市内小中学校の図書室のネットワーク化

図書は、データ管理して、他校の蔵書検索や相互貸借が可能に。

②「図書館を使った調べる学習コンクール」の実施。全国コンクールにも参加。

最優秀賞（市長賞）・優秀賞（教育長賞）・特別賞（審査員特別賞）・奨励賞・佳作を設置。副賞は、図書カード。

平成27年度は、小学校101点、中学校68点、合計169点の応募。

平成28年度は、小学校383点、中学校73点、合計456点の応募。

平成29年度は、小学校536点、中学校65点、合計601点の応募。

平成30年度は、小学校548点、中学校14点、合計562点の応募。

令和元年度は、小学校608点、中学校0点、合計608点の応募。

令和2年度は、小学校392点、中学校97点、合計489点の応募。

令和3年度は、小学校600点、中学校82点、合計682点の応募。

令和4年度は、小学校604点、中学校215点、合計819点の応募。

令和5年度は、小学校585点、中学校79点、合計664点の応募。

令和6年度は、小学校564点、中学校109点、合計673点の応募。

③「読書感想文コンクール」の実施。

各小中学校に、奨励賞。副賞は、図書カード。

④市立図書館と学校の連携が強化

市立図書館の本を学校に貸し出し。

教職員向け図書館だより「Library News」発行

⑤読書活動活性化委員会・図書館担当者委員会の開催。

委員会や選書会等で、取組や情報の共有。

⑥巡回図書の実施

月1回小学校へ巡回。

⑦「ごじょうし電子図書館」

市内小中学校の児童・生徒にIDとパスワードを付与。

3 読書活動推進のための各校での様々な仕掛け

①「朝の読書」など読書時間の確保

②児童生徒向け新聞の配付

③読書活動活性化事業モデル校には、消耗品費30,000円ずつ。

④「読書カード」「読書通帳」「読書ビンゴ」「おみくじ」「スタンプカード」「福袋」「読書の木」などの読書イベントの実施

⑤図書委員会の活性化

⑥読書に関する研修の実施

⑦ボランティアとの連携

⑧各教科・「総合的な学習の時間」等での図書室の利用

⑨「ブックトーク」「ビブリオバトル」などの人と関わりあう中での読書活動の実施

⑩家庭での読書活動支援「家読(うちどく)の日」「図書だより」

第3章 読書活動推進のための方策

1 家庭における読書活動の推進

本を読むようにするための「最初の入り口」は、聞かせることにあります。乳幼児への読み聞かせを重視すべきです。乳幼児から発達段階に応じて習慣的に読み聞かせを行い、本や物語の楽しさや喜びを共有していくことは非常に大切です。

また、身近な大人が、日頃から読書に親しみ、子どもと共に読書の楽しみを分かち合うことが、子どもの読書活動の推進に有効であると考えます。子どもの読書習慣は、日常生活の中から形成されるものです。

認定こども園、小学校、中学校においては、機会あるごとに保護者に家庭での読み聞かせの効果や読書の大切さを伝えていく必要があります。

【具体的な方策例】

- ・校内で読書推進活動の体制を年度初めに確認し合い、担当者からだけでなく各学年からも保護者への啓発が行われるようにする。
- ・長期休業中に学校からの課題として、「読書感想文」を出して、家庭での読書を推進する。

- ・学校より家庭へ「図書館だより」を発行し、保護者へも読書活動を推進する。
- ・「スマホ0デイ」を設定したり、「家読プリント」を配布したりして、家庭での読書を推進する。
- ・親子で選ぶ「宝本」選びやポップ作り
- ・絵本ポスター、冊子の作成

2 地域における読書活動の推進

五條市立図書館は、「市民の生涯学習の場として必要な図書・資料を収集・整理・保存し、市民の利用に供するとともに、市民に親しまれる図書館運営に努める」を目標として、市内の学校や関係機関との連携を密にした取組を進めています。

主な連携の例としては、司書派遣による学校の図書室支援・「絵の本ひろば」の開催・五條高校生の図書館行事への参加・「調べる学習コンクール」の説明会や審査会への参加など、市立図書館の果たす役割は、非常に大きいです。

五條市立図書館は、子どもにとって最も身近な地域の図書館であることから、今後も地域の実情に即したより一層のサービスの展開が望まれます。

【具体的な方策例】

- ・学校が、市立図書館の団体貸し出しを利用して、教科で学習している内容に関する本や、児童生徒からリクエストがあった本を借りる。
- ・「調べる学習コンクール」を継続して、市立図書館での説明会の実施や、学校への出前派遣を推進する。また、夏期休業中に市立図書館で「調べる学習コンクール」親子講座を開催する。
- ・ふるさと学習の推進のため「五條かるた」を展示し、地域・郷土教材へ読書を広げる。
- ・市立図書館でブックトークやビブリオバトルを開催する。
- ・各小学校へ月1回巡回図書（低・高各30冊）の実施。
- ・ごじょうし電子図書館サービスの活用。
- ・小学生への中学生による読み聞かせの実施。
- ・ボランティア団体であるカッキークラブや「五條おはなしの会」による読み聞かせ。
- ・「絵の本ひろば」の開催
- ・LLブックやマルチメディアDAISY図書わいわい文庫など、誰でも読めるように工夫された本を集めた「わかりやすい本」コーナーの設置
- ・郷土愛を醸成するために、地域にゆかりのある文筆家のコーナーの設置

3 学校・認定こども園における読書活動の推進

就学前の子どもたちにとって、読書習慣を形成することが肝要です。文字の読み書きを学習していない幼児期には、まず、大人が読み聞かせることで本を好きになることか

ら始まります。そうして本に興味をもった子どもたちは、自分で読みたいという意欲から文字を習得していきます。このように、読書習慣の初歩が小学校入学後の学習につながると考えられます。

学校においては、従来から各教科等での学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を果たしています。

学習指導要領にも、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。」と示されています。全ての教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で、読書意欲を導き、授業以外の様々な活動を通じて読書の楽しみと出会うことができるよう、子どもたちの発達段階に応じた読書活動を進め、生涯にわたる読書習慣の確立を図ります。何よりも小学校、中学校、高等学校と進むにつれて本を読まなくなる状況を改めなければなりません。

【具体的な方策例】

- ・ 図書委員会の活動を活性化し、児童生徒の読書推進を行う。
 - 朝の朗読・おすすめの本の紹介や学級文庫の選書・ブックトーク・本の宅急便
- ・ 校内の読書環境の整備
 - 全校体制の読書タイムの実施。学年フロアに読書スペース。学級文庫。
 - コンテナ図書による学級貸し出し。ワークスペースに読書コーナー。特設図書館。
- ・ 学校図書館を活用した授業。
- ・ 授業内容との関連図書の並行読書。
- ・ 新聞の活用
 - 学年フロアに新聞紙を掲示（小1対象に「カタカナ見つけ」）
 - 昇降口に掲示（質問ブックドック・ブックドックエクスプローラー）
 - コラムの要約
- ・ 教師におすすめの本の紹介
- ・ 読書感想文発表会
- ・ 多読の奨励（紹介）
- ・ 読書推進の取組
 - 読み聞かせ・読書の木・音読テスト・絵本の広場・読書ビンゴ・ビブリオバトル・
 - 読書カレンダー・読書貯金通帳・読書月間イベント・POP作り・絵本の1ページ
- ・ 居心地のいい学校図書館作り
- ・ 「本とつながる給食の日」の開催。
- ・ 中学校国語科のシラバスに、読書推進について記述する。
- ・ 全校集会や校内放送等で、読書推進について啓発する。
- ・ 日曜参観で、読書活動に関わる学習発表や作品展示をして、保護者や地域に公開する。

第4章 推進のための諸条件の整備と充実

1 「五條市立図書館協議会」との連携・協力

本市では、「五條市立図書館協議会」が組織され、社会教育、家庭教育、学校教育の代表者及び学識経験者が、互いに連携・協力しながら、読書活動の推進を進めています。子どもの読書活動を推進していく上で、公立図書館と学校図書館の連携・協力は欠かせません。これからも、連絡を密にして、活動を支え合う仕組みづくりに取り組みます。

2 人的配置の推進

可能な限り、学校図書館に図書館司書や図書支援員を配置し、学校図書館が、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する「学習情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことができるように、資料・環境の充実に努めます。

3 学校図書館ネットワークシステム事業の充実・進展

市内小中学校全体で蔵書の共同利用が可能となるよう設けられた「学校図書館ネットワークシステム事業」を維持し、市立図書館ともつなげられるよう、検討していきます。

第5章 推進体制

「五條市子どもの読書活動推進計画」を実施していくに当たっては、「読書活動活性化委員会」や「学校図書館担当者委員会」で、進捗状況を点検・評価しながら、より効果的な取組を行います。